◎こういう場合に使用されます

社会保障

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- 医療保険の給付請求
- 福祉分野の給付、生活保護など

税

- 税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- 税務当局の内部事務など

災害対策

- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成事務など

◎個人情報は厳重に管理されます

マイナンバーは、個人情報を一元管理することを目的に導入された制度ですが、その情報は様々な方法で守られます。

制度面

①マイナンバーの収集・保管の原則禁止

②なりすまし防止のため、本人確認を義務化

③第三者委員会である「特定個人情報保護委員会」が管理システムの利用状況を監視・監督

④法律に違反した場合の罰則が強化

システム面

①個人情報を各担当機関ごとに分散管理し、必要時のみ連携。

②マイナンバーを業務で使用する者を限定し、通信は全て暗号化。

③平成２９年１月から「情報提供等記録開示システム」が稼働し、マイナンバーを含む個人情報を“いつ”“誰が”“なぜ”提供したのか自分自身でいつでも確認できるようになる。

◎個人番号カードを無料で取得！

マイナンバーカード（個人番号カード）は、今回送付した申請書を提出した方にのみ発行され、平成２８年１月から交付開始されます。

また、ＩＣチップに記録されている電子証明書を用いて、確定申告の電子申告（e-Tax）などの電子申請が行えるようになります。

※このカードは、これまでの住基カードに変わるもので、住基カードと重複して所持することは出来ません。

※イメージです。

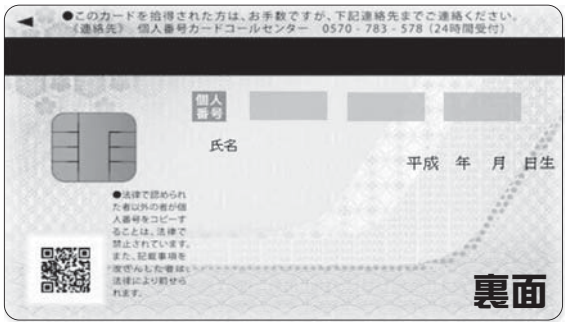

◎マイナンバーに関係する今後のスケジュール

平成２７年１０月～

1. マイナンバーが**住民票の住所**へ通知されます。

平成２８年１月～

2. ・社会保障、税、災害対策の手続きでマイナンバー利用開始
・申請者に、個人番号カードを交付

平成

3

※マイナンバー制度を悪用した詐欺にご注意ください。詳しくは13Pをご覧ください。